



人材確保・育成 支援事業補助金

受付
期間

令和8年4月14日(火)～令和9年2月5日(金)まで

※予算額に達し次第終了します。

徳島市の中小企業者等における安定的な雇用確保の促進・振興を図ることを目的とした補助金です。

対象
事業



人材確保・定着支援事業

▶▶ 人材の確保または若手従業員の定着を図ることを目的に行う事業



人材育成支援事業

▶▶ 自らの会社等における事業課題を改善する人材力の向上を図るため、経営者や社員が研修などに参加または開催する事業

補助
金額

上限10万円(税抜)

※人材育成支援事業は、研修等受講者1人につき2万円を限度とし、1申請事業者につき合計10万円を交付限度額とします。

補助率

人材確保・定着支援事業

2分の1以内

人材育成支援事業

3分の2以内

補助
対象者

- ✓ 徳島市に1年以上本店を置く会社
- ✓ 徳島市に1年以上事業所を置きかつ市内に1年以上住所を有する市民
- ✓ 市税に滞納がないこと など、詳しくは補助金交付要領にてご確認ください。

対象
期間

補助金交付決定日～令和9年2月28日(日)まで

お問い合わせ・
申請窓口

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地
徳島市役所 10階 経済政策課
088-621-5225
keizai_seisaku@city-tokushima.i-tokushima.jp

